

# 愛・野球博文化プログラム事業実施要綱

## 1 目的

高校野球に関連する高校生の取組み（応援合戦、ブラスバンド演奏、衣装、アスリート食、写真撮影、新聞製作など）をはじめ、スポーツに関する文化・芸術活動を通じて、多くの県民が愛・野球博に参加することにより、高校生の生徒活動の活性化や愛・野球博の開催機運の醸成を図るとともに、本県の文化・芸術と併せて「野球の聖地」であることを全国に向けて情報発信することを目的とする。

## 2 プログラムの要件

愛・野球博文化プログラム（以下「文化プログラム」という。）は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 内容が次のいずれかに該当すること。
  - ア 高校野球に関連する高校生の生徒活動
  - イ スポーツに関連する文化・芸術事業
  - ウ その他文化プログラムの目的に沿うと認められる事業
- (2) 原則として、公開されるものであること。
- (3) 原則として、愛媛県内で開催されること。

## 3 事業主体

文化プログラムの事業主体は、次のとおりとする。

- (1) 愛媛県内の高等学校等
- (2) 愛媛県及び愛媛県内の市町
- (3) 愛媛県内の公益法人又はこれに準ずる団体
- (4) その他文化プログラムの目的に賛同する団体等（宗教団体及び政治団体を除く。）

## 4 申込みの手続き等

### (1) 申込み

文化プログラムを実施しようとする者（以下「事業実施者」という。）は、愛・野球博文化プログラム事業申込書（様式第1号）を愛・野球博実行委員会（以下「実行委員会」という。）に提出するものとする。

### (2) 審査等

実行委員会は、(1)の申込書の内容を審査し、文化プログラムとして実施することが適当と認めるときは、その旨を事業実施者に通知する。

### (3) 文化プログラムの変更

事業実施者は、文化プログラムの一部を変更しようとするときは、あらかじめ愛・野球博文化プログラム事業変更報告書（様式第2号）を実行委員会に提出するものとする。実行委員会は、変更報告書を承認したときは、その旨を事業実施者に通知する。

### (4) 実績報告

事業実施者は、文化プログラムを実施したときは、遅滞なく愛・野球博文化プログラム事業

実績報告書（様式第3号）を実行委員会に提出するものとする。

## 5 名称等の表示

### (1) 開催時

事業実施者は、文化プログラム事業を実施するときは、次の名称又はロゴマークのいずれか又は両方を表示するものとする。

#### ア 名称

愛・野球博文化プログラム

#### イ ロゴマーク



### (2) 広報宣伝時

事業実施者は、文化プログラム事業の広報宣伝を行うときは、(1)の名称又はロゴマークを広報印刷物、ウェブサイト、看板等に表示することができる。

## 6 その他

文化プログラムの実施に必要な経費は、事業実施者の負担とする。